Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 23 年 1 月 28 日 自 動 車 交 通 局

「道路運送車両の保安基準」、「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の 細目を定める告示」等の一部改正について

自動車の安全基準の拡充・強化を進めるとともに、自動車の安全確保に関する国際的な整合性を図るため、平成10年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」(以下「相互承認協定」という。)に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則(以下「協定規則」という。)について段階的に採用をすすめているところであり、今般、「車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯及び後部上側端灯に係る協定規則(第7号)」などの改訂が、国連欧州経済委員会(UN/ECE)自動車基準調和世界フォーラム(WP29)第151回会合において採択されたところです。

このため、我が国が既に適用している規則改訂の内容を取り入れる必要があることから、「道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)」等の一部を改正し、改訂規則の発効日に合わせて、1月30日より施行することとしています。

これらの改正により、自動車・同装置の国際流通の円滑化、生産・開発コストの低減等がより一層図られることにより、効率的な車両安全対策が推進されることが期待されます。

問い合わせ先

自動車交通局技術安全部 技術企画課:山田、鈴木

審査課 : 冨岡

電話 03-5253-8111 (内線 42253、42254)

03-5253-8591 (技術企画課(直通))

03-5253-8596 (審査課 (直通))